

令和5年分所得税・贈与税・消費税（個人事業者）の確定申告

問い合わせ先 府中税務署（☎45-2570）

■申告期限

所得税・贈与税	3月15日(金)
消費税	4月1日(月)

■確定申告が必要な人

給与がある人	事業所得などがある人	その他
▷給与の年収が2千万円を超える人 ▷給与所得以外の所得が20万円を超える人 ▷2か所以上から給与をもらっている人 など	▷商業、工業、農業、医業、漁業などから生じる事業所得がある人 ▷地代、家賃などの不動産所得がある人 など	▷土地、建物、立木などを売ったとき ▷各種保険会社などから個人年金を受け取ったとき ▷生命保険の受取人が保険料を負担していた満期保険金などの一時金を受け取ったとき ▷その他の副収入、臨時収入があるとき など

■申告会場の開設日程

とき	ところ	受付時間
2月16日(金) ～3月15日(金)	ジーベックホール 2階	8時30分～16時 ※土・日曜日、祝日を除く。相談は9時～17時。

※確定申告会場では、原則として、自身のスマホを利用して確定申告書などを作成していただきます。

また、マイナンバーカードをお持ちの人は、利用者証明用電子証明書（数字4桁）および署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）のパスワードを持参してください。

会場への入場には入場整理券が必要です

◎入場整理券の取得方法

- ▷LINEでの事前発行
- ▷会場での当日配付

※1日の入場整理券の枚数には限りがあり、なくなり次第、その日の受け付けは締め切ります。なお、提出のみの人は、入場整理券は不要です。

確定申告はスマホからできます

スマホから簡単に確定申告書の作成・提出ができます。また、カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り、記載内容を自動入力することもできます。

青色申告決算書・収支内訳書の作成も可能で、消費税の申告にも対応しています。



確定申告書等作成コーナー

国税庁では、LINE公式アカウントを開設しています

友だち追加をすると、確定申告特集ページ、確定申告書等作成コーナー、人工知能による税務相談チャットボットなどが利用できます。



友だち追加はコチラから

適切な相続と活用のために

未来につなぐ相続登記 講演会・無料相談会

を開催します

トウキツネ



不動産の相続登記がされないまま放置された、所有者不明の土地や空き家などを含む建物が増加しており、この問題を解消するため、令和6年4月から相続登記が義務化されます。そこで、相続と遺言に関する講演会と司法書士による個別の無料相談会を行います。次世代のために、未来につなぐ相続登記について学んでみませんか。

とき 2月29日(木)

▷講演会…10時30分～12時 ▷相談会…13時～16時

ところ 府中市生涯学習センター

※駐車場には限りがあるので、可能な限り公共交通機関を利用してください。

講師 司法書士、広島法務局職員

定員 ▷講演会…定員はありませんが、座席数には限りがあります

▷相談会…先着16組（1組40分）

申し込み方法 ▷講演会…申し込み不要

▷無料相談会…2月1日(木)8時30分から電話で申し込んでください。

申し込み・問い合わせ先 都市デザイン課

（☎43-7156、FAX46-1535、

✉tokei@city.fuchu.hiroshima.jp）

※講演会の具体的な内容は、広島法務局（☎082-228-5690）に問い合わせてください。